

国空空技第580号
令和7年3月21日

大阪航空局次長 殿
九州地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

令和7年度 熊本地震の復興・復旧事業等における
積算方法等について

熊本地震の復旧・復興事業等における空港土木工事の積算方法等について、実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

熊本県内で実施する空港土木工事で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 積算方法

(1) 日当たり作業量の補正

当面の措置として、令和7年度については、適用を猶予し補正を行う。

【対象歩掛】土工に関する歩掛

【補正内容】作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量=作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

(2) 間接工事費の補正

「空港請負工事積算基準の一部改定について」(令和7年3月21日付国空空技第547号)の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」に該当するものとし、各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1. 1
現場管理費	1. 1

3. 適用にあたって

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5. その他

「令和5年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等について」（令和6年3月14日付国空空技第613号）は、令和7年3月31日をもって廃止する。